

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

佐賀厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年11月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については10円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年11月15日まで

私の年金記録について年金事務所に確認したところ、昭和17年6月1日付けでA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日付けで同資格を喪失したとされているが、自分が以前作成した履歴書には、「昭和16年8月 應召のためA社在籍のまま入隊」、「昭和21年12月 應召解除」と記載しており、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が誤っていると思われるため、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B機関が発行した申立人に係る履歴書(軍歴証明)によると、申立人は、昭和16年7月16日付けで臨時召集によりC軍に応召され、21年11月15日付けで復員していることが確認できる。

一方、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和17年6月1日付けでA社に係る労働者年金保険(昭和19年10月1日以降については、厚生年金保険)の被保険者資格を取得し、20年8月31日付けで同社に係る同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、資格喪失日である昭和20年8月31日は、上記のとおり、申立人がC軍に召集されていた期間であり、申立人は復員していないこと、及び申立人が36年11月22日時点で作成した履歴書に、「昭和16年8月

應召のためA社在籍のまま入隊」、「昭和 21 年 12 月 応召解除」と記載されている上、当該履歴書にA社を退職したとする記載が確認できないことから、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合、当該期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がC軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴証明の復員日である昭和 21 年 11 月 15 日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 19 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、10 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

国（厚生労働省）の記録によると、A事業所から平成20年12月25日に支給された冬季賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該記録は年金給付に反映されないものとなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA事業所から提出された平成20年12月の冬季賞与に係る支払明細書により、申立人は、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤っていたとして、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 18 年 12 月 30 日まで
平成 15 年 10 月 1 日から 18 年 12 月 29 日までの期間においてA社に勤務していたが、勤務した期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録によると、申立人は、平成 15 年 10 月 1 日に資格を取得し、18 年 12 月 29 日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、A社に勤務していた時は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している上、同社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無いが、申立人は臨時雇用であったため、申立人を厚生年金保険に加入させていないので、給与から厚生年金保険料を控除することはないと回答しているところ、B市が保管する申立人の平成 15 年から 18 年までの同社に係る給与支払報告書によると、社会保険料控除額は、いずれの年も、申立人の給与支払金額（年間）を基に試算した厚生年金保険料の年間控除額に満たない金額であり、申立人の供述及び同社の回答と符合する。

また、A社に係るオンライン記録に申立人の氏名は無い上、整理番号にも欠番は無いほか、申立人が同社で同時期に勤務していたと名前を挙げている同僚 6 人についても氏名が見当たらないことから判断すると、当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではないことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 15 年 10 月から 17 年 6 月までの期間は、国民年金の全額免除期間であることが確認できる。

加えて、全国健康保険協会C支部によると、申立人は、申立期間を含む平成15年2月28日から19年1月6日までの期間、健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。